

補償すべき範囲について

平成28年8月

本小委員会において整理された、今後の議論における主な論点のうち、論点2「補償すべき範囲」について、以下、音楽コンテンツと動画コンテンツに分けて、整理を行う。

1. 音楽コンテンツの流通形態と対価還元

「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」（参考資料1）において整理された音楽コンテンツの流通モデルごとに、契約実態と対価還元の現状を整理すると、以下のとおりである。

①パッケージ販売

パッケージを製作、流通、販売し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。消費者の入手したパッケージにはDRM技術が施されていないことから、消費者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この消費者の行う私的録音に係る対価については、契約には含まれていない。

②ダウンロード型音楽配信

配信楽曲を配信事業者提供、公衆送信し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。消費者の入手した音楽データにはDRM技術が施されていないことから、消費者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この消費者の行う私的録音に係る対価については、契約には含まれていない。なお、消費者の利便性向上のため、多くの配信事業者は複数のデバイスに楽曲を配信するマルチデバイス・ダウンロードサービスを提供しており、このサービスを利用することで、他のデバイスで購入した楽曲が視聴できる状況にある。

③ストリーミング型音楽配信

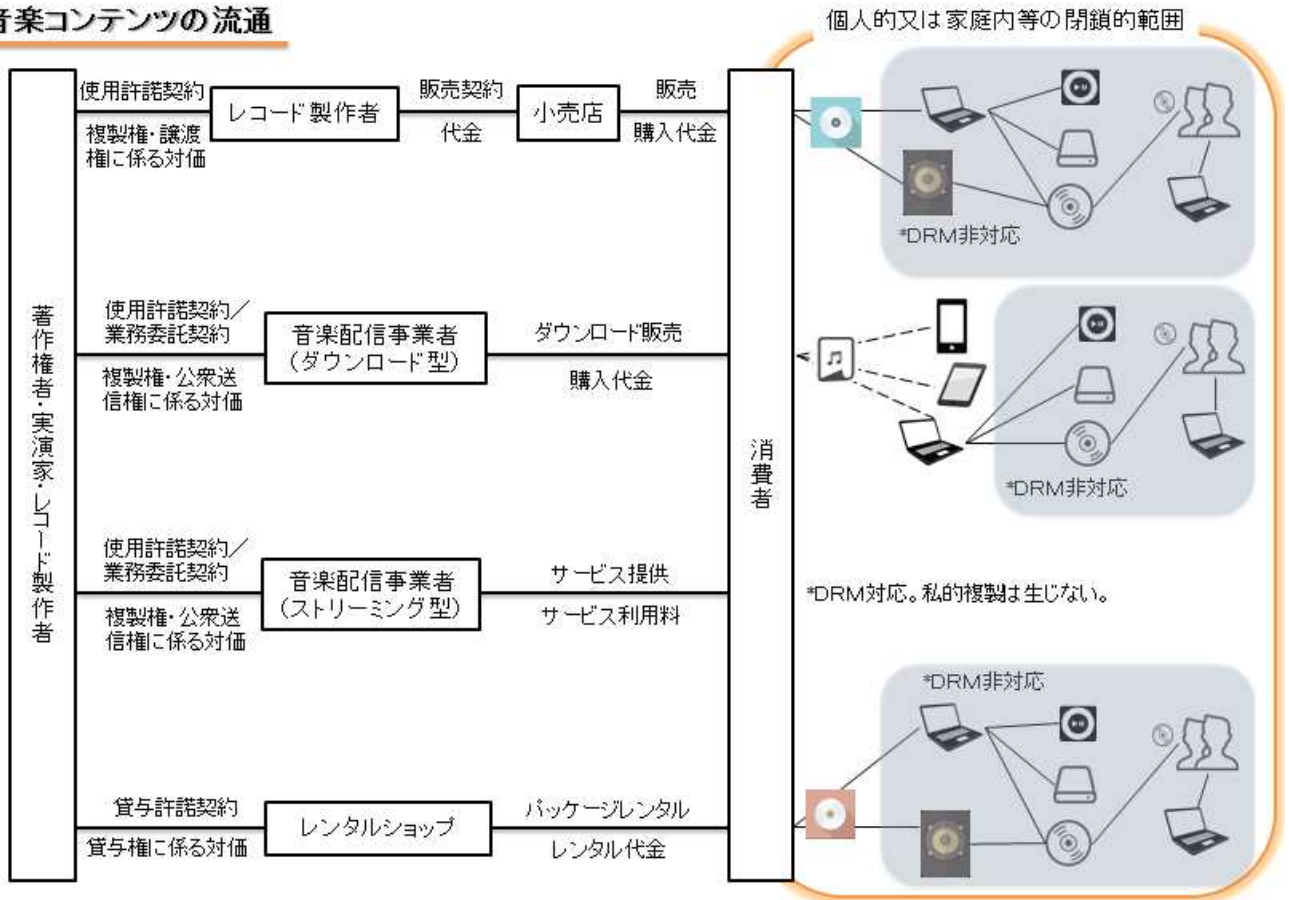
配信楽曲を配信事業者提供、公衆送信する利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。ストリーミングの際には、データ伝送経路に暗号をかけてデータが複製されないようなセキュリティ技術が施されていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、音楽コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

④パッケージレンタル

パッケージを製作、流通、貸与し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。消費者の入手したパッケージにはDRM技術が施されていないことから、消費者は自由に音楽コンテンツを複製することが可能である。この消費者の行う私的録音に係る対価については、契約には含まれていない。

以上を踏まえると、コンテンツの入手後に消費者が私的複製を行うことができる、「パッケージ販売」、「ダウンロード型音楽配信」及び「パッケージレンタル」については、当該私的複製に係る補償の要否を議論する必要があると考えられる。

音楽コンテンツの流通



2. 動画コンテンツの流通形態と対価還元

「私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状」において整理された動画コンテンツの流通モデルごとに、契約実態と対価還元の現状を整理すると、以下のとおりである。

①パッケージ販売

パッケージを製作，流通，販売し，消費者の手元に届くまでの利用行為については，契約により権利者への対価還元が行われている。パッケージには，DRM技術により複製を禁止する措置が講じられていることから，消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち，動画コンテンツの利用に係る対価は，全て契約において処理されている。

②無料放送

動画コンテンツを制作し，放送するまでの利用行為については，契約等により権利者への対価還元が行われている。無料放送番組においては，孫コピーを禁止し複製の回数を10回までに限定するダビング10を原則としたDRM技術が採用されており，この範囲であれば視聴者は自由に複製を行うことが可能となっている。この視聴者の行う私的録画に係る対価については，契約には含まれていない。

③有料放送

動画コンテンツを制作し、放送するまでの利用行為については、契約等により権利者への対価還元が行われている。有料放送番組においては、複製の回数を1回に限定するコピーワンスを原則としたDRM技術が採用されており、この範囲であれば視聴者は自由に複製を行うことが可能となっている（一部の番組では複製を禁止するコピーネバーのDRM技術が施されている）。この視聴者の行う私的録画に係る対価については、契約には含まれていない。

④動画配信

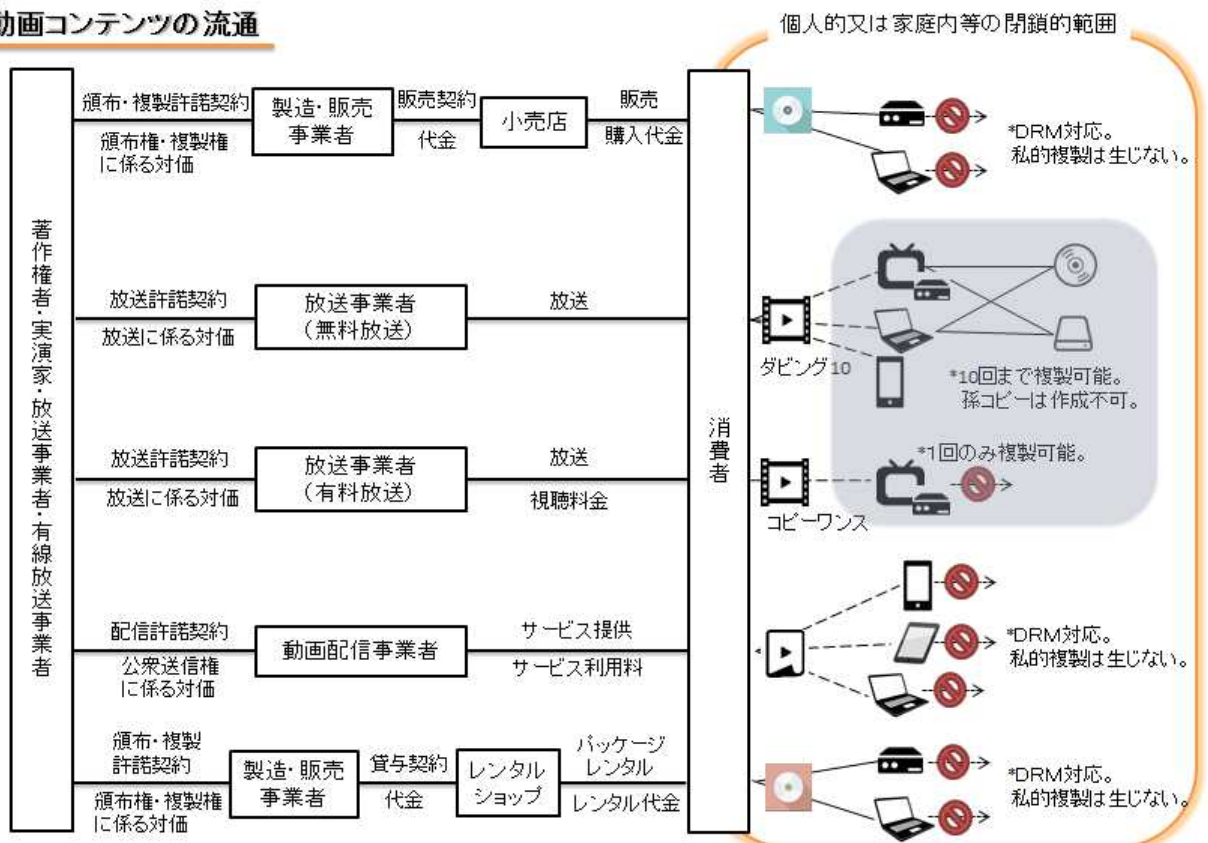
配信楽曲を配信事業者を提供、公衆送信する利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。配信形態としてはダウンロード型とストリーミング型が存在するが、いずれもDRM技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

⑤パッケージレンタル

パッケージを製作、流通、貸与し、消費者の手元に届くまでの利用行為については、契約により権利者への対価還元が行われている。パッケージには、DRM技術により複製を禁止する措置が講じられていることから、消費者が私的複製を行うことはできない。すなわち、動画コンテンツの利用に係る対価は、全て契約において処理されている。

以上を踏まえると、コンテンツの入手後に消費者が私的複製を行うことができる、「有料放送」及び「無料放送」については、当該私的複製に係る補償の要否を議論する必要があると考えられる。

動画コンテンツの流通



3. 補償すべき範囲について

以上を踏まえると、本小委員会において整理された、今後の議論における主な論点のうち、論点2「補償すべき範囲」の議論が必要な流通形態は以下のとおり。

2. 補償すべき範囲

1. (私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状)で把握された現状に基づき、クリエイターへの対価還元が適切に行われておらず対価還元のための制度的担保又は取組が求められる範囲があるか否か、あるのであればそれはどのような範囲であるのか、について検討が必要である。

【音楽コンテンツ】

- ①パッケージを購入した消費者が行う私的録音について、補償が必要か
- ②ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的録音について、補償が必要か
- ③パッケージをレンタルした消費者が行う私的録音について、補償が必要か

【動画コンテンツ】

- ①消費者が行う無料放送番組の私的録画について、補償が必要か
- ②消費者が行う有料放送番組の私的録画について、補償が必要か